

○総合評価落札方式についての質問及び回答（H30.4.1現在）〔対象：高松市総合評価落札方式実施要領及びその細則（平成25年6月1日制定）〕

番号	評価項目番号	質 問 事 項	回 答
1		電子入札に際しての添付書類が多いため、2MBの容量制限がネックとなっております。原因は施工計画書に写真や挿絵を使用するためですが、これについても別途、持参（紙、CD等）による提出について検討をお願いします。	施工計画書の提出については、現状の枚数制限・容量制限によりご協力ください。どうしても2MBを超えるようであれば、施工計画書本体には「別添写真①のとおり」あるいは「別添挿絵②のとおり」などと記載し、当該写真・挿絵については、電子入札システムの「入札書提出画面」中の、5MBまで添付が可能な「添付資料」の枠をご利用ください。操作の詳細については、電子入札システムのヘルプデスクにお尋ねください。
2		入札価格が同額の場合は、「くじ」が最も公平な決定方法だと思います。くじを避ける目的で総合評価を導入するのは、いかがなものかと思いますが、公平性の点で市がどのように考えているか、説明いただければと思います。（特に予定金額の大きくない工事においても導入されるようですので、質問します。）	入札価格が同額である場合にくじが公平な決定方法であることを否定するものではありませんが、本市としては、確率・偶然性により落札者が決定されることは、望ましい姿とは考えておらず、価格が同額であるならば、より技術力や社会性の高い業者に落札を認めたいとの立場です。なお、総合評価落札方式は、審査事務に時間を要することから、適用案件数には自ずと限度があります。適用案件は予定価格の多寡と業種を考慮する中で決定することとしており、小規模工事に適用する割合は低位となる予定です。
3		全体の評価項目における評価対象は、JVにおいては、代表者、構成員（代表者以外の）のどちらの評価となるのでしょうか。（過日の中部バイパス第2幹線工事（2工区）においては、工事成績評定点の平均点に限り、構成員中最も点数の高い者を評価する、となっております。）	高松市総合評価落札方式実施要領第5条第4項本文（定義・基本公告の4（7）においても同様の規定あり）にあるとおり、代表者となる構成員を評価することが基本です。ただし、入札公告において別段の定めがある場合は、それによることとなります。
4	5及び10	施工実績の評価の対象となる発注機関に、民間企業は含まれますか。	対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とします。
5	13	この評価項目における次に該当する団体を、それぞれ教えてください。 （A）高松市と災害協定を締結している団体 （C）高松市との災害協定の締結者たる団体と連携して当該災害協定の定めにより応急措置等に従事することとしている団体	平成30年4月1日現在、それぞれ次のとおりです。 （A）に該当する団体 高松市建設業協会、高松市上下水道工事業協同組合、香川県電気工事業工業組合高松支部、香川県電気工事業工業組合東讃支部、（一社）香川県産業廃棄物協会、（一社）香川県トラック協会、高松清掃事業協同組合、地方共同法人日本下水道事業団、（公財）日本下水道管路管理業協会 （C）に該当する団体 香川県造園事業協同組合、（一社）全国道路標識・標示業協会四国支部香川県協会

6	13	加入等証明書は入札ごとに提出する必要がありますか。また、証明書には協定書の写しの添付は必要ですか。	例えば年度加入についての証明書であれば、本市との協定や確認が有効である限り、その証明書の写しを、当該年度内の入札に繰り返し使用することができます。なお、退会後においてその証明書を使用した場合は、虚偽申告に当たりますので、注意してください。また、協定書の写しの添付は不要です。
7	13	加入等証明書を会員に発行するのですが、発行日についての要件はありますか。	年度加入についての証明書であれば、支障ありません。
8	市内企業案件以外に係る追加の評価項目1(2)ア	「高松市が送付した直近の決定通知書における課税人員又は非課税人員とされている者の数」とありますが、当該支店（又は営業所）に所属せず、他支店等に配属されていても高松市に住所を置き、高松市に納税していれば常時雇用職員数とみなせますか。	所在地が高松市外の支店、営業所等に配属されている社員の方も、高松市内に住所があり、「高松市が送付した直近の決定通知書における課税人員又は非課税人員とされている」場合は、常時雇用職員数の対象です。
9	市内企業案件以外に係る追加の評価項目1(2)ア	「高松市が送付した直近の決定通知書における課税人員又は非課税人員とされている者の数」とありますが、当該支店（又は営業所）に所属せず、他企業に出向している社員についても高松市に住所を置き、高松市に納税していれば常時雇用職員数とみなせますか。	派遣元たる企業（入札者に係る特別徴収義務者）において「高松市が送付した直近の決定通知書における課税人員又は非課税人員とされている」方に限り、常時雇用職員数の対象となります。
10	市内企業案件以外に係る追加の評価項目1(2)ア	入札公告以前3か月前までに高松市に住所変更して、高松市内に住所を有し当該支店に勤務している場合は常時雇用職員数とみなせますか。	住民税（個人の市・県民税）は、1年間の所得について、その翌年に課税されます（課税は1月1日現在の住所地の市区町村が行います。）。特別徴収はその住民税を、6月からさらに翌年の5月までの12か月に分けて徴収するものです。この税制度の下、高松市総合評価落札方式実施要領別表に定めている評価基準を満たす方であれば、常時雇用職員数の対象となります。

1 1	市内企業案件以外に係る追加の評価項目1(2)イ	様式2-8号において、「技術提案書提出期限日の属する年の1月1日現在の固定資産課税台帳において下記2に記載の建物が当社所有の登記済み建物であること及びその延べ面積」とありますが、建物の所在地については、営業所の住所を記載すればよいのでしょうか。	「2 建物の所在地(地番)」に営業所の住所を記載した場合は、加点の対象となりませんので、固定資産課税台帳において確認できる建物の所在地(地番)を記載してください。 なお、提出の際には、「高松市から通知した固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し」又は「建物の登記事項証明書の写し」を添付してください。提出がない場合は、2に記載の所在地(地番)で照会しますが、記載誤り等で登記済み建物であることが確認できない場合は評価の対象となりません。
1 2	市内企業案件以外に係る追加の評価項目2	「予定一次下請等比率」の確認はどのような方法で行うのですか。	応札時に市側の確認はありません。高松市総合評価落札方式実施要領の細則5ページ「・「市内企業への予定一次下請負等比率」の履行確認は、次に掲げる区分による書類により行います。」に掲げる項目に従って、関係書類の提出を依頼し、これを元に、しゅん工検査までに行う予定です。なお、この履行確認ができなかった場合は、高松市総合評価落札方式実施要領の定めるところにより、工事成績評定点から3点の減点を行います。
1 3	市内企業案件以外に係る追加の評価項目2	ゼネコン(準市内企業・市外企業)と市内企業とによるJVの場合における一次下請の取扱いはどのようになりますか。当該市内企業に係るJVの出資比率の扱いは関係しますか。	高松市総合評価落札方式実施要領細則の5ページ中段の括弧内の「※元請負人が市内企業の場合」の「元請自社施工金額」の解釈は、次のとおりです。 「元請自社施工金額」：予定契約金額から予定一次下請等金額を減じた額に、市内企業である構成員の出資比率(%)の合計数を100で除した数を乗じて得た額
1 4	市内企業案件以外に係る追加の評価項目2	JV対象工事において、構成員である市内企業を一次下請として、ある工種の工事契約を結ぶことは可能でしょうか。	JVの構成員は元請の取扱いです。したがって、発注工種以外の工種であっても、当該構成員が一次下請工事の契約を結ぶことはできないものと解しています。

備考

- 1 評価項目番号が記載されていないものは、制度の総則的な質問事項であることを意味します。
- 2 質問事項については、質問者の趣旨を記載しています。
- 3 この集計は、本制度を分かりやすく説明するため、質問が想定される項目を含みます。